自転車のルール知っていますか？

自転車が関係する事故が増えています。全事故に対する自転車事故の割合は２割を占めます。自転車事故の原因は，交通ルール無視とマナーの欠如が大きいと言われています。

自転車は，道路交通法により軽車両として，車両の一種であることが定められていることをご存じでしょうか？　自転車の安全利用五則を守り，お互いに交通安全を心がけましょう。

自転車安全利用５原則

１．自転車は、車道が原則、歩道は例外
２．車道は左側を走行
３．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
４．安全ルールを守る
　＊飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　＊夜間はライトを点灯
　＊交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
５．子どもはヘルメットを着用
　※児童・幼児の保護者は、児童・幼児の自転車乗車時、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

町民交通傷害保険の加入手続きはお済ですか

町では、町民の皆さんが交通事故に遭い、負傷や死亡したときのために、安い掛け金と簡単な手続きで加入できる「町民交通傷害保険制度」を実施しています。

洞爺湖町に居住（住民登録・外国人登録）している方であればどなたでも加入できます。

加入者が交通事故により医療機関にかかったときは、保険金が支払われます。保険金は、けがをして医師の治療を受けた場合は、治療期間に応じて５千円～１２万円までが支払われます。死亡、または重度後遺症が生じた場合の保険金の支払いは、加入１口で100万円、２口では200万円が限度額となっています。

保険料は、１人１口年間360円(途中加入は月割30円)で１人２口まで加入できます。

申込みは、住民課または洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所の窓口にある加入用紙に記入し、掛け金を添えて申込みください。

詳しくは、住民課交通防犯係（☎74－3002）へ。

北海道交通事故相談所利用案内

北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員や弁護士が相談に応じています。

①交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない②損害賠償の額は適正かどうか知りたい？③示談の仕方はどのようなものか？④残された遺児への生活(教育)資金の手当ては？－などの身近な問題にお応えしています。

相談は無料です。面接(予約制)、電話、文書(メール・ＦＡＸを含む)などで相談を受け付けています。

(道庁)北海道交通事故相談所
■面　接　札幌市中央区北３条西６丁目１階
■電　話　☎011-204-5220／☎050-3553-4703（札幌近郊以外の方は通話料がお得です）
■文　書　FAX011-232-7452／E-mail kanseikurashian2@prefhokkaido.lg.jp
■相談時間
月～金曜日９:00～17:00
受付９:00～16:30(面接)
■問合せ　住民課交通防犯係
☎74-3002